

# 東近江市過疎地域持続的発展計画

(令和4年度～令和7年度)

# 目次

はじめに .....	1
1 趣旨 .....	1
2 対象地域.....	1
第1章 基本的な事項.....	2
1 東近江市の概況.....	2
(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要 .....	2
(2) 過疎の状況 .....	2
(3) 社会経済的発展の方向 .....	3
2 人口及び産業の推移と動向 .....	4
3 行財政の状況.....	7
4 地域の持続的発展の基本方針 .....	9
5 地域の持続的発展のための基本目標 .....	9
6 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	9
7 計画期間.....	9
8 公共施設等総合管理計画との整合 .....	10
第2章 過疎対策.....	12
1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成 .....	12
(1) 現況と問題点 .....	12
(2) その対策 .....	12
(3) 計画 .....	12
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	13
2 産業の振興.....	13
(1) 現況と問題点 .....	13
(2) その対策 .....	15
(3) 計画 .....	16
(4) 産業振興促進事項 .....	17

(5) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	18
3 地域における情報化 .....	18
(1) 現況と問題点 .....	18
(2) その対策 .....	18
(3) 計画 .....	18
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	19
4 交通施設の整備、交通手段の確保 .....	19
(1) 現況と問題点 .....	19
(2) その対策 .....	20
(3) 計画 .....	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	22
5 生活環境の整備 .....	22
(1) 現況と問題点 .....	22
(2) その対策 .....	24
(3) 計画 .....	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	26
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進 .....	26
(1) 現況と問題点 .....	26
(2) その対策 .....	27
(3) 計画 .....	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	29
7 医療の確保 .....	29
(1) 現況と問題点 .....	29
(2) その対策 .....	29
(3) 計画 .....	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	30
8 教育・スポーツの振興 .....	30
(1) 現況と問題点 .....	30

(2) その対策 .....	31
(3) 計画 .....	31
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	31
9 集落の整備 .....	31
(1) 現況と問題点 .....	31
(2) その対策 .....	32
(3) 計画 .....	32
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	32
10 地域文化の振興等 .....	33
(1) 現況と問題点 .....	33
(2) その対策 .....	33
(3) 計画 .....	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	34
11 再生可能エネルギーの利用の促進 .....	34
(1) 現況と問題点 .....	34
(2) その対策 .....	34
(3) 計画 .....	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合 .....	35

## 1 趣旨

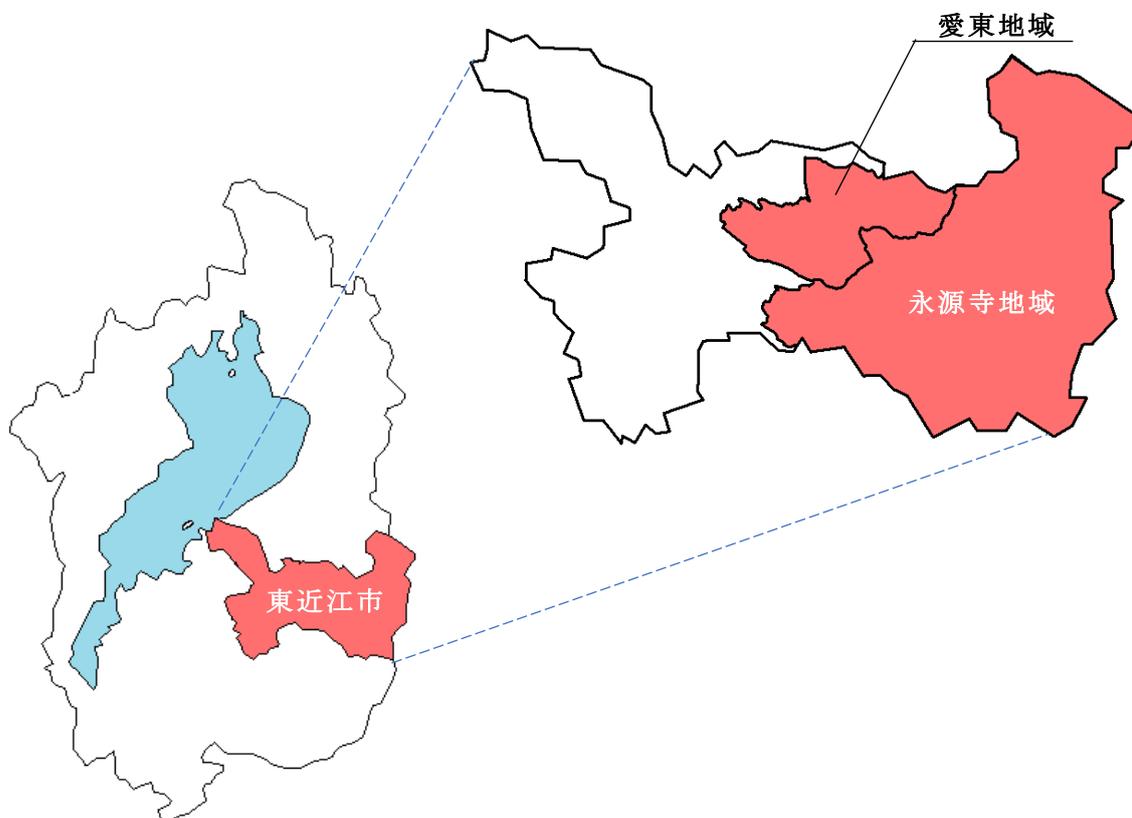
平成 17 年 2 月 11 日に 1 市 4 町（八日市市、永源寺町、五個荘町、愛東町及び湖東町）が合併し誕生した東近江市は、平成 18 年 1 月 1 日に 1 市 2 町（東近江市、能登川町及び蒲生町）による二度目の合併により、現在の姿となった。

令和 2 年国勢調査の結果を受け、令和 4 年 4 月 1 日から本市の旧永源寺町の区域（以下「永源寺地域」という。）及び旧愛東町の区域（以下「愛東地域」という。）が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）」に基づき過疎地域に指定された。

本計画は過疎法第 8 条第 1 項の規定に基づき、過疎地域に指定された両地域の持続的発展に関する施策を、総合的かつ計画的に推進するため定めるものである。

## 2 対象地域

本計画は、永源寺地域及び愛東地域（以下「本地域」という。）を対象とする。



### 1 東近江市の概況

#### (1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、滋賀県の南東部に位置し、地形は東西に長く、鈴鹿山脈の麓では豊かな自然に恵まれたなだらかな丘陵地が広がっている。また、鈴鹿山脈を源に発する一級河川愛知川が市内を琵琶湖まで流れ、一級河川日野川とともにその流域に肥沃な大地を育み、自然と人の暮らしや生業が調和した森里川湖の原風景を感じることができる地域である。

市の面積は、388.37 平方キロメートル（琵琶湖を含む。）で県の総面積の 9.7%を占めている。地目別に見ると、森林が 56%と市域の半数を占め、農地が 21%、宅地は 6%となっている。

日本のほぼ中央部、近畿圏と中京圏の中央に位置しており、古くから街道が交わる交通の要衝であったことから、中世以降は市場町として栄え、近世には近江商人の活躍が見られるなど、様々な地域との交流を通して数多くの伝統や独自の地域文化を育んできた。

昭和 40 年代以降、名神高速道路八日市インターチェンジや周辺工業団地を中心に I T 関連工場をはじめ、電気・住宅・自動車関連など多様な企業の進出があり、今日では内陸型の工業都市としての性格も有している。

交通網としては、名神高速道路八日市インターチェンジや蒲生スマートインターチェンジをはじめ、国道 8 号、307 号、421 号、477 号などが広域幹線道路網を形成しており、特に、石樽トンネルが平成 23 年 3 月に開通したことによる中京圏との人や物の往来が活発化している。公共交通については、鉄道では近江鉄道線が市域の中心部を通過している。また、J R 琵琶湖線の能登川駅を有しており、近畿圏への通勤・通学圏となっている。バスは路線バスやコミュニティバスが運行されている。

#### (2) 過疎の状況

本地域は、本市の東部に位置し、鈴鹿山脈とそれに続く山地が大部分を占め、小規模な集落が点在している。これらの地域では、進学による若年

層の流出や林業・農業等の第1次産業の衰退等により地域内に雇用が少ないことから、就職先を地域外に求める若年層の流出により人口減少率が大きくなっている。

このような地域については、これまでも総合計画をはじめ、各種計画に基づき地域の持続的発展に向けた地域づくりを進めている。

### (3) 社会経済的発展の方向

---

第2次東近江市総合計画において、本市の地域資源や特徴を最大限にいかし、以下のような取組により、活力あるまちを目指すこととしている。

近畿最大の耕地面積を有する本市の農業については、地域内流通の仕組みの構築や製品のブランド化などによるもうかる農業の確立を図るとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

林業については、適切な森林管理を促進するため、林業の担い手の育成を図るとともに、森林境界の明確化、地元産材の活用を促す搬出間伐や主伐再造林の推進、木製品の開発、森林の有する多面的機能を発揮させるための取組等を推進する。

商工業については、集客力を高める商業施設の誘致や創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業の立地促進による雇用の創出、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

観光については、鈴鹿の山々や琵琶湖等の豊かな自然、由緒ある社寺、木地師や近江商人の発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしつつ、受入体制の充実や幅広い情報発信を行うなど交流人口の増加に努め、「東近江市」らしいテーマを持った観光振興を図る。

## 2 人口及び産業の推移と動向

本市の人口は、平成 17 年までは増加傾向にあったが、平成 17 年の 116,797 人をピークに減少に転じ、令和 2 年の調査では 112,819 人となっている。

過疎地域に指定された永源寺地域では、人口が昭和 55 年から減少を続け、平成 7 年から令和 2 年までの基準 25 年間の人口減少率が 24%、愛東地域では、人口が昭和 60 年から減少を続け、平成 7 年から令和 2 年までの 25 年間の人口減少率が 23%となっており、過疎地域指定の要件である 23%以上である。

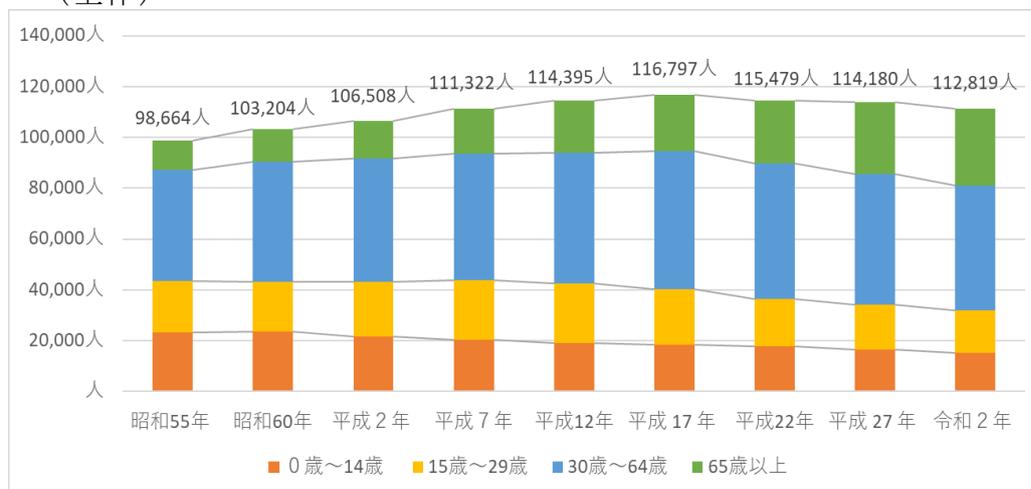
特に過疎地域における若年層の流出や少子高齢化の進行は、若年労働力の不足や後継者不足等を招き、地域活力の低下の一因となっている。

国立社会保障・人口問題研究所が平成 30 年に公表した将来人口推計では、本市の総人口は令和 27 年に 96,987 人まで減少するとされている。

このため本市では、定住人口の増加と人口流出の抑制を図るべく、結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現と地域の資源をいかした活性化を進め、東近江市人口ビジョンに掲げる令和 22 年の目標人口を 10 万人、令和 42 年の目標人口を 9 万人としている。

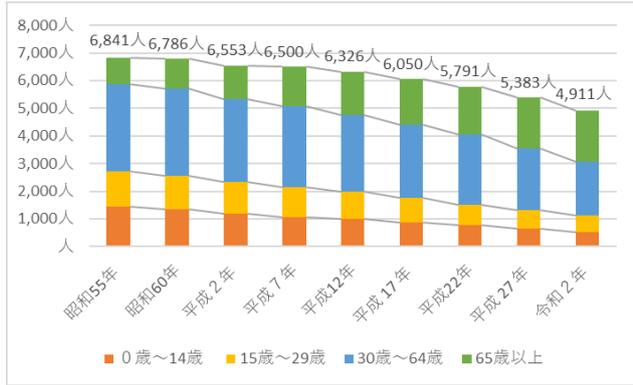
### ○東近江市の人口推移

(全体)



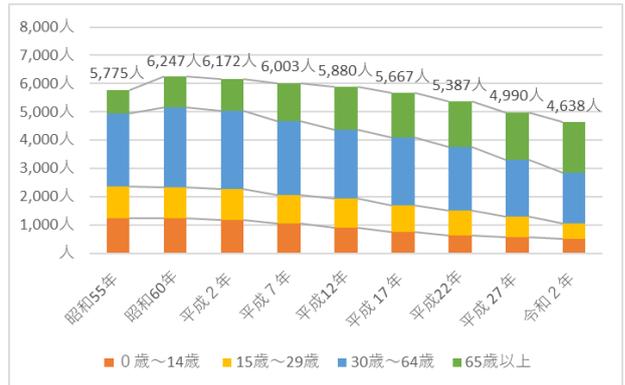
資料：各年国勢調査

(永源寺地域)



各年国勢調査

(愛東地域)

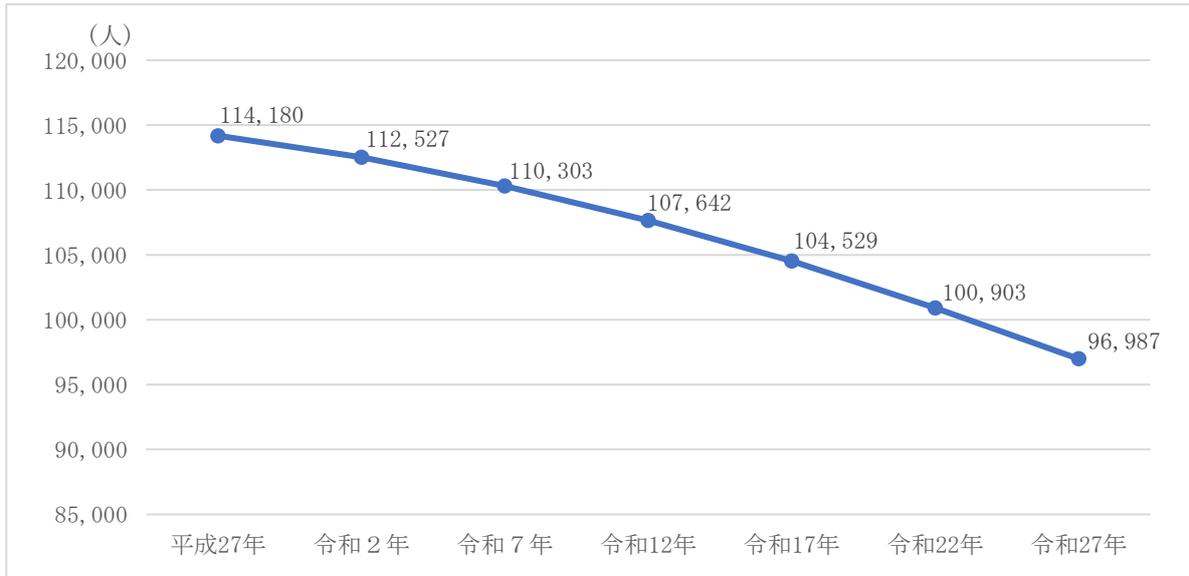


各年国勢調査

区分		昭和55年	昭和60年	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年		
		実数	実数	増減	実数	増減	実数	増減	実数	増減	実数	増減	実数	増減	実数	増減	実数	増減
総数	東近江市全体	98,664人	103,204人	4.6%	106,508人	3.2%	111,322人	4.5%	114,395人	2.8%	116,797人	2.1%	115,479人	-1.1%	114,180人	-1.1%	112,819人	-1.2%
	永源寺地域	6,841人	6,786人	-0.8%	6,553人	-3.4%	6,500人	-0.8%	6,326人	-2.7%	6,050人	-4.4%	5,791人	-4.3%	5,383人	-7.0%	4,911人	-8.8%
	愛東地域	5,775人	6,247人	8.2%	6,172人	-1.2%	6,003人	-2.7%	5,880人	-2.0%	5,667人	-3.6%	5,387人	-4.9%	4,990人	-7.4%	4,638人	-7.1%
0歳～14歳	東近江市全体	23,384人	23,649人	1.1%	21,685人	-8.3%	20,237人	-6.7%	19,246人	-4.9%	18,575人	-3.5%	17,689人	-4.8%	16,495人	-6.7%	15,176人	-8.0%
	永源寺地域	1,460人	1,350人	-7.5%	1,180人	-12.6%	1,058人	-10.3%	1,015人	-4.1%	870人	-14.3%	765人	-12.1%	634人	-17.1%	526人	-17.0%
	愛東地域	1,235人	1,231人	-0.3%	1,176人	-4.5%	1,049人	-10.8%	908人	-13.4%	761人	-16.2%	643人	-15.5%	566人	-12.0%	504人	-11.0%
15歳～64歳	東近江市全体	63,937人	66,742人	4.4%	69,983人	4.9%	73,420人	4.9%	74,726人	1.8%	75,980人	1.7%	72,126人	-5.1%	69,096人	-4.2%	65,768人	-4.8%
	永源寺地域	4,412人	4,374人	-0.9%	4,159人	-4.9%	4,033人	-3.0%	3,734人	-7.4%	3,527人	-5.5%	3,290人	-6.7%	2,921人	-11.2%	2,542人	-13.0%
	愛東地域	3,719人	3,942人	6.0%	3,866人	-1.9%	3,631人	-6.1%	3,466人	-4.5%	3,333人	-3.8%	3,119人	-6.4%	2,741人	-12.1%	2,348人	-14.3%
15歳から29歳(a)	東近江市全体	20,157人	19,581人	-2.9%	21,504人	9.8%	23,434人	9.0%	23,228人	-0.9%	21,659人	-6.8%	18,615人	-14.1%	17,680人	-5.0%	16,615人	-6.0%
	永源寺地域	1,261人	1,202人	-4.7%	1,147人	-4.6%	1,104人	-3.7%	979人	-11.3%	881人	-10.0%	759人	-13.8%	687人	-9.5%	594人	-13.5%
	愛東地域	1,131人	1,109人	-1.9%	1,097人	-1.1%	1,023人	-6.7%	1,016人	-0.7%	945人	-7.0%	864人	-8.6%	728人	-15.7%	538人	-26.1%
65歳以上(b)	東近江市全体	11,311人	12,813人	13.3%	14,763人	15.2%	17,662人	19.6%	20,351人	15.2%	22,240人	9.3%	24,632人	10.8%	28,095人	14.1%	30,209人	7.5%
	永源寺地域	969人	1,062人	9.6%	1,214人	14.3%	1,409人	16.1%	1,577人	11.9%	1,653人	4.8%	1,729人	4.6%	1,826人	5.6%	1,840人	0.8%
	愛東地域	821人	1,074人	30.8%	1,130人	5.2%	1,323人	17.1%	1,506人	13.8%	1,573人	4.4%	1,623人	3.2%	1,677人	3.3%	1,781人	6.2%
若年者比率(a)/総数	東近江市全体	20.4%	19.0%	-	20.2%	-	21.1%	-	20.3%	-	18.5%	-	16.1%	-	15.5%	-	14.7%	-
	永源寺地域	18.4%	17.7%	-	17.5%	-	17.0%	-	15.5%	-	14.6%	-	13.1%	-	12.8%	-	12.1%	-
	愛東地域	19.6%	17.8%	-	17.8%	-	17.0%	-	17.3%	-	16.7%	-	16.0%	-	14.6%	-	11.6%	-
高齢者比率(b)/総数	東近江市全体	11.5%	12.4%	-	13.9%	-	15.9%	-	17.8%	-	19.0%	-	21.3%	-	24.6%	-	26.8%	-
	永源寺地域	14.2%	15.6%	-	18.5%	-	21.7%	-	24.9%	-	27.3%	-	29.9%	-	33.9%	-	37.5%	-
	愛東地域	14.2%	17.2%	-	18.3%	-	22.0%	-	25.6%	-	27.8%	-	30.1%	-	33.6%	-	38.4%	-

資料：各年国勢調査

○東近江市の人口推計

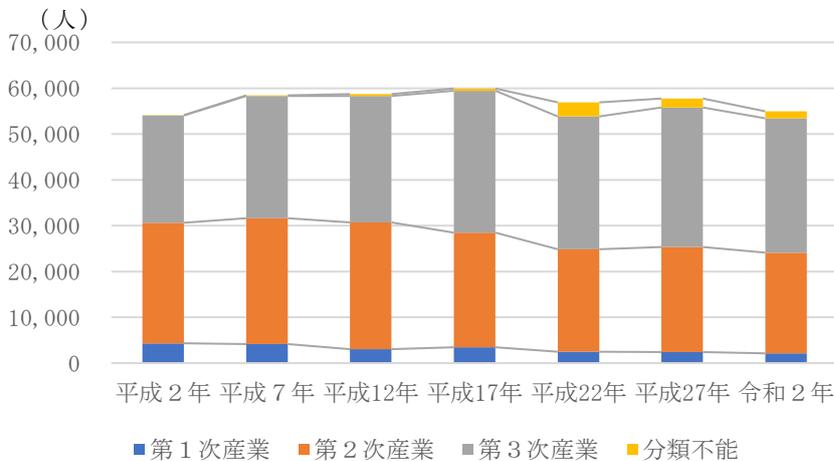


資料：国立社会保障・人口問題研究所による日本の地域別将来人口（平成30年推計）

産業別就業人口の動向を見ると、令和2年の第1次産業は平成2年と比較して半数以下と大きく減少し、第3次産業が増加している。令和2年国勢調査によると就業人口構成は、第1次産業が3.9%、第2次産業が40.0%、第3次産業が53.4%である。

また、令和2年国勢調査の結果で見ると、第1次産業における60歳以上の就業者が7割以上を占めている。このような高齢化の進んでいる産業では、今後就業者の減少により、その産業自体の維持も困難になるおそれがある。

○産業別就業人口



資料：各年国勢調査

(人)

	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次産業	4,333	4,184	3,080	3,461	2,486	2,412	2,134
第 2 次産業	26,317	27,439	27,602	25,023	22,342	22,910	21,979
第 3 次産業	23,404	26,663	27,588	30,954	29,036	30,457	29,308
総数	54,131	58,414	58,729	59,923	56,880	57,721	54,938

資料：各年国勢調査

※総数は分類不能の産業が含まれるため、各産業の合計数と一致しない。

### 3 行財政の状況

---

近年、合計特殊出生率及び出生数の低下や人口減少、少子高齢化が進む状況の中、地方税など経常的な収入の減少が危惧されている。併せて、社会保障施策のニーズが高まっている状況から、経常経費の予算総額に占める割合が高くなり、更なる財政の硬直化が懸念される。こうした現状を踏まえ、これまで以上に行政改革に積極的に取り組むとともに、地域の特性をいかした持続的な発展を推進し、過疎対策をはじめ、人口減少・少子高齢化対策への取組を推進していく必要がある。

○東近江市財政の状況

(千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	49,118,606 (構成比)	51,488,609 (構成比)	64,664,003 (構成比)
一般財源	36,255,299 (73.8)	36,059,619 (70.0)	36,250,531 (56.1)
国庫支出金	5,576,564 (11.4)	5,274,338 (10.2)	18,856,179 (29.2)
都道府県支出金	2,670,938 (5.4)	3,375,304 (6.6)	3,469,081 (5.4)
地方債	1,948,400 (4.0)	3,475,900 (6.8)	3,072,121 (4.8)
うち過疎対策事業債	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
その他	2,667,405 (5.4)	3,303,448 (6.4)	3,016,091 (4.7)
歳出総額 B	47,074,234	49,693,566	62,643,632
義務的経費	22,122,531 (45.0)	21,773,304 (42.3)	24,479,253 (37.9)
投資的経費	5,188,129 (10.6)	7,429,322 (14.4)	6,636,521 (10.3)
うち普通建設事業	5,184,344 (10.6)	7,361,974 (14.3)	6,567,881 (10.2)
その他	19,763,574 (40.2)	20,490,940 (39.8)	31,527,858 (48.8)
過疎対策事業費	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
歳入歳出差引額 C (A - B)	2,044,372	1,795,043	2,020,371
翌年度へ繰越すべき財源 D	372,204	377,462	320,650
実質収支 C - D	1,672,168	1,417,581	1,699,721
財政力指数	0.730	0.666	0.623
公債費負担比率	19.5%	17.0%	18.3%
実質公債費比率	—	7.7	8.8
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	78.5	85.5	88.7
将来負担比率	—	—	—
地方債現在高	55,004,078	58,394,155	54,279,645

○主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道					
改 良 率 (%)	22.89	46.27	53.73	76.26	76.97
舗 装 率 (%)	66.6	90.3	97.7	95.17	95.33
農 道					
延 長 (m)	684,282	558,064	562,449	237,209	236,702
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	69.1	58.1	60.9	—	—
林 道					
延 長 (m)	87,538	88,725	91,315	78,279	78,314
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	5.08	5.66	6.43	—	—
水 道 普 及 率 (%)	95.3	97.6	97.8	98.3	98.3
水 洗 化 率 (%)	—	22.6	51.0	78.0	88.4
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	12.22	12.40	12.85	13.79	12.97

#### 4 地域の持続的発展の基本方針

---

今回過疎地域に指定された本地域だけではなく、市内全体でも高齢化が進んでいることから、市内他地域との事業調整を図りながら、市全体で均衡ある発展を図っていく必要がある。そのため、第2次東近江市総合計画に掲げるまちづくりの基本方針に基づき、過疎地域の持続的発展を目指した事業に取り組むこととする。

基本方針1 ひと ～人と地域が共に成長できるまちづくり～

基本方針2 暮らし ～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～

基本方針3 まち ～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～

基本方針4 行政経営 ～自律的で市民に信頼されるまちづくり～

#### 5 地域の持続的発展のための基本目標

---

地域の持続的発展を目指すためには、全ての人が安心して暮らし続けることができる地域社会づくりを行うことが重要である。については、本地域だけではなく市全域に係る課題として捉え、本市の持続的発展のための基本目標は、東近江市人口ビジョンの将来人口の見通しを準用し、令和7年の目標人口を110,326人とする。

#### 6 計画の達成状況の評価に関する事項

---

計画期間完了年度に達成状況等の評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、市ホームページで公表するものとする。

#### 7 計画期間

---

計画期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

## 8 公共施設等総合管理計画との整合

長期的な視点から公共施設等を総合的かつ計画的に管理していくため、平成 29 年 3 月に「東近江市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定し、その中で基本方針を次のとおり掲げている（基本方針のみ抜粋）。

公共施設等については、「東近江市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27 年 10 月策定）において、基本目標「誰もが安心して暮らせる豊かな東近江市の創生」のひとつとして「既存ストックマネジメントの強化」（道路や橋梁、トンネルや公園等インフラ施設の適切な維持管理、公共施設の適正な維持管理と市民ニーズに応じた機能転換や売却、除却等の検討）を図り、公共施設等の長寿命化を推進し、需要を見極めながら整備・再編・更新を進めていくこととしています。

### ①公共施設（建物）に関する基本方針

#### 方針 1 【施設の長寿命化の推進】

- ・サービスの重要性や地域ニーズ等を勘案し、施設の長寿命化を図ります。
- ・法定点検をはじめとする定期的な点検管理を行います。
- ・安全安心な運営と維持管理に努めます。
- ・長寿命化と併せて耐震性の確保を進めます。

#### 方針 2 【保有量の適正化】

- ・今後のまちづくりや需要予測を基に適正な施設配置に努めます。
- ・施設分類ごとに計画的な維持、修繕、更新を行います。
- ・民間資金（PPP/PFI 等）等の活用も視野に入れ財源確保に努めます。

#### 方針 3 【運営の効率化】

- ・多様なニーズに対応した運営形態の見直しを図ります。
- ・行政が提供すべきサービス内容を検証し見直しを図ります。
- ・利用者負担の公平性を確保します。

### ②インフラ施設に関する基本方針

インフラ施設については、策定済の長寿命化計画及び今後策定する個別計画を基本に、維持管理や更新等に取り組みます。

方針 1 【施設の計画的な整備】

- ・ 地域の特性や市民の利便性など利用状況に応じて計画的に整備を進めます。
- ・ 事業効果や利用状況を勘案し、適切な規模で整備を行います。

方針 2 【施設の長寿命化の推進】

- ・ 策定済若しくは今後策定予定の個別計画に基づき、類型ごとに長寿命化を推進します。
- ・ 点検、診断を通じて対策の優先度を整理し、安全安心なインフラ施設を将来にわたって継承していきます。
- ・ 施設の耐震化等を図ることにより、災害時の安全性の確保を優先的に行います。

方針 3 【適切な維持保全】

- ・ 予防保全型の考え方を重視した維持管理により、突発的に起こる修繕経費の削減を通じて、コストの低減と財政負担の平準化を図ります。
- ・ 研修制度や講習会等を積極的に活用し、職員の維持保全に係る技術力の向上及び承継を目指します。

本計画における公共施設等の整備に当たっては、上記の総合管理計画の基本方針に基づき行うものとする。

## 第2章 過疎対策

### 1 定住・移住・地域間交流の促進、人材育成

#### (1) 現況と問題点

本市の中でも本地域は、特に人口減少や少子高齢化が進行していることから、今後、集落機能の低下や地域活動の維持が困難になるなど、住民自治機能が十分に発揮できなくなる可能性がある。そのため、官民が連携し、定住移住希望者の受入体制の充実や情報発信の強化、地域と関わりをもつ交流・関係人口の創出や拡大を推進し、持続可能な地域社会の形成に向けて継続的に取り組むことが必要である。

#### (2) その対策

市に移住相談窓口を設け、移住相談会や移住体験事業等の実施、しがI J U相談センターと連携して大都市圏への情報発信を行うことによりU I Jターンの呼び込みを図るとともに、住宅取得や空家活用の支援、就労支援等定住移住につながる効果的な取組を行う。また、鈴鹿10座の保全・活用やエコツーリズムの実施等、地域間交流の促進を図る。

人材育成については地域おこし協力隊の活用等外部人材を積極的に登用し、地域住民との連携により地域活性化を図るとともに、新たな地域の担い手の確保・育成を推進する。

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	定住・移住・地域間交流の促進、人材育成			
	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域間交流		森の文化情報発信施設整備 事業	市	
2 過疎地域持続的発展特 別事業				
(1) 定住・移住		定住移住相談事業（窓口、 W E B、相談会）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		移住体験事業（ツアー）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		移住推進P R事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		お試し居住住宅の設置、運 営	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

	市民子育て住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民結婚新生活支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民定住住宅リフォーム事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	Uターン者住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家バンク事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	空家バンク物件改修等補助金事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	結婚サポート連絡会	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	東近江市移住推進奨励金制度	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 地域間交流	鈴鹿10座の保全・活用	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100年の森づくりビジョンの推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	エコツーリズム推進	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 人材育成	地域おこし協力隊推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 2 産業の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

農業者の高齢化等による担い手不足、遊休農地の増加や有害鳥獣被害等により安定した農業経営の維持・確立が課題となっており、収益性と生産性の高い農業経営を確立する必要がある。

また、農業者の所得安定や地産地消の推進など地域課題解決のために設立した地域商社「株式会社東近江めぐりステーション」が行う地域内中規模流通の取組は、新規就農者や集落営農など地域農業の担い手の経営安定を図り、農産品の地域内自給率を向上させ、地域を活性化させることから、今後もその活動を支援する必要がある。

「道の駅あいとうマーガレットステーション」は、地域住民や域外からの観光客が利用する物販・交流施設であることから、産業振興及び地域活性化を進めていく拠点として強化を図る必要がある。

#### イ 林業

市の総面積のうち約 56%を森林が占め、多くが鈴鹿山脈の山間部にあり、その約半分は国定公園などの自然公園に位置付けられている。森林の所有形態は 97%を民有林が占めており、そのうち個人所有が約 3割、公団・公社所有が約 2割、集落所有が約 1割で、個人所有が最も多くなっている。また、森林のうち、人工林は約 3割であり、その多くが主伐期を迎えている。

森林資源の有効利用や林業経営の安定を図るためには、森林境界の明確化や担い手の育成に努めるとともに森林が持つ多面的な機能を活用するための適正管理を行う必要がある。

#### ウ 商工業

良好な買物環境は、日常生活の基盤であり、地域で生活を営む上で不可欠なものであるが、流通環境の変化や区域内人口の減少によりお店が減少し、高齢者が食品や日用品などの買物に困るなど、買物弱者への対応が必要である。

また、地域の産業においては、事業者の高齢化や後継者不足による廃業が進んでいることから、事業承継への支援や既存企業等の競争力の強化などの経営支援に加え、起業や新たな事業展開への支援が必要である。

また、生活の基礎となる働く場の創出については、中山間地域で交通の利便性が低い本地域には大きな企業や事業所等の進出は少ないため、多様性のある豊かな自然等の地域の特性をいかした事業の展開等により雇用を創出するとともに、多様な働き方を支援する環境整備等を行う必要がある。

## エ 観光

本地域には、紅葉で有名な大本山永源寺や聖徳太子によって創建された釈迦山百済寺をはじめとした歴史のある社寺や木地師発祥の地などの歴史文化、鈴鹿の山々などの地域資源が数多くある。それらをいかした観光メニューの創出等を図り、地域資源に磨きをかけ魅力向上へとつなげる必要がある。

また、市の東の玄関口に位置する「道の駅奥永源寺溪流の里」は、観光交通・情報発信の拠点として交流人口の拡大へとつながるよう機能強化をしていく必要がある。

## (2) その対策

---

### ア 農業

将来にわたって安定した農業経営を実現するため、多様な担い手の確保や育成を図るとともに、地産地消の推進とその拠点となる道の駅の機能強化や施設の長寿命化、地域内流通の仕組みづくり、獣害対策の強化、農商工福連携、農産品のブランド化などもうかる農業の確立を図り、農水産業の振興を図る。

また、農業生産を支える優良な農地を保全するとともに、持続可能な農業経営を進めるための基盤整備の促進、農業の有する多面的機能の維持増進やスマート農業の導入など、農村環境をいかした地域の活性化等を図る。

### イ 林業

木材生産の効率化と生産量の拡大、多様な需要に応えうる生産構造への転換、生産から流通・加工・利用に至るまでの関係者の連携体制の構築を図る。さらに、公共施設における木材利用を推進する。

### ウ 商工業

商工業については、安心して買い物ができる環境づくりや既存事業者の後継者育成、地域資源を活用した創業支援、異業種間の交流等を通じた魅力ある商品開発など本市のブランド力を高めるとともに、企業支援

や質の高い雇用の創出、地域内で仕事ができるワーキングスペースの整備、就労環境の向上など地域経済の活性化につながる多様な商工業の振興を図る。

#### エ 観光

観光については、鈴鹿の山々の緑、琵琶湖等の豊かで多様性のある自然、悠久の歴史をもつ社寺、木地師発祥の地をはじめとした奥深い歴史文化等の地域資源に磨きをかけ、近畿圏と中京圏の結節点に位置する優位性をいかしたエコツアーの実施やアウトドアライフの推進に必要な環境整備等受入体制の充実、幅広い情報発信、滞在時間を増やす取組など交流人口、関係人口の増加に努めることで本市の知名度向上と観光物産振興を図る。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	産業の振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 基盤整備			
(1) 農業	ほ場整備事業	県市	
	かんがい排水事業	県市	
	ため池等整備事業	県市	
	土地改良施設整備事業	県市	
	農道整備事業	県市	
	県保全高度化事業	県市	
(2) 林業	森林経営管理制度事業	市	
	林道整備・林道維持管理	市	
	森林環境保全事業	市	
	間伐対策事業	市	
	災害に強い森林整備事業	市	
	治山事業 木材利用促進事業	市	
2 観光又はレクリエーション	道の駅再整備・機能強化事業	市	

	鈴鹿 10 座の保全・活用事業	市	
	森の文化情報発信施設整備事業	市	
	キャンプ場観光トイレ整備事業	市	
	百済寺境内便益施設整備事業	市	
3 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 農林水産業	新規就農等担い手育成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	スマート農業推進事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	特産物生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	高収益野菜生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業用機械導入支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	農業振興地域整備促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	畜産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	環境農業推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水産業振興対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	獣害対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	ため池等整備事業	県	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	施業集約化促進組織支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	政所茶特産品化推進事業支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 商工業	企業立地等推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	創業・事業継承支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(3) 観光	森の文化情報発信施設運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	百済寺境内便益施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	観光施設管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	アウトドアライフ推進事業	市 協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(4) その他	地域おこし協力隊活動支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	100 年の森づくりビジョンの推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

#### (4) 産業振興促進事項

##### ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
永源寺地域、 愛東地域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業及び旅館業	令和 4 年度から 令和 7 年度まで	

##### イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(2)及び(3)に記載のとおり。

##### ウ 他市町との連携

産業振興においては、他市町との連携に努める。

## (5) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 3 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

急速な情報化が進展する中で過疎地域の生活を維持していくため、情報化の推進は極めて重要な施策である。地域住民の生活の利便性向上、産業の振興、地域公共交通の活性化、物流の確保等を図るため、地域における情報化の強化を図る必要がある。

電気通信施設については、ケーブルテレビの導入により光ファイバー網の構築、インターネットのブロードバンド化の整備や移動通信用鉄塔の建設による携帯電話通話エリアの拡大などが行われてきた。企業によるテレワークの導入など、急速に進む働き方の多様化に対応するため、更なる情報通信環境の高度化を進める必要がある。

### (2) その対策

安定的な情報通信環境の維持、確保を図るとともに、情報通信サービスの高度化を進め、デジタル技術を活用したテレワーク環境づくりや観光施設等における公衆無線LANの強化などデジタルを活用した地域活性化を図る。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分 事業名 (施設名)	地域における情報化		
	事業内容	事業 主体	備 考
1 電気通信施設等情報 化のための施設			
(1) 防災行政用無線 設備	防災無線の維持管理、更新事業	市	
(2) 告知放送施設	防災情報告知放送システムの維持管理、更新事業	市	

(3) その他の情報化のための施設	光伝送路網・ネットワーク施設等の維持管理、更新事業	市 民間	
2 その他	観光機能強化事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

### 4 交通施設の整備、交通手段の確保

#### (1) 現況と問題点

##### ア 国・県道

永源寺地域には、東西に国道 421 号が通り、平成 23 年に石樽トンネルが開通し、近畿圏と中京圏を結ぶ主要道路となったが、大型車の離合が困難な部分があり、う回路もないため道路整備事業の完成が待たれる状況である。愛東地域には、国道 307 号が縦断するように通っており、これらの国道は周辺地域を結ぶ広域基幹道路であると同時に住民の生活道路として使われている。

主要地方道多賀永源寺線や一般県道百済寺甲上岸本線は、地域と周辺地域を結ぶ唯一の道路であることから、県と連携し、道路の改良、大雨による道路の通行止め及び冬期の積雪による交通障害への対策が急務である。

##### イ 市道

市内には市道が約 878 キロメートルあり、地域の生活道路として利用されている。これらの整備については、引き続き道路改良事業に取り組んでいく必要がある。

また、本地域は市内でも積雪量が多い地域であり、道路等を安心して通行できるよう除雪を行う必要がある。

##### ウ 農道・林道

農道・林道は農林業の基盤強化を図るため、計画的に整備を行ってきており、引き続き適正な維持管理を行う必要がある。また、林業では木

材搬出に係るコスト低減を図るため、経年劣化した林道の改築や林道を補完する作業道について、整備を促進する必要がある。

## エ 路線バス等

### (ア) 永源寺地域

地域幹線交通である近江鉄道路線バス御園線の運行を支援するとともに、市のコミュニティバスとしてちょこっとバス市原線、政所線、甲津畑線を運行している。また、コミュニティバスを補完する移動手段として、自動運転技術（レベル2相当）による運行を奥永源寺地域で実施している。

### (イ) 愛東地域

愛荘町と共同で運行している近江鉄道路線バス角能線の運行を支援するとともに、ちょこっとバス愛東線、予約制乗合タクシーであるちょこっとタクシーを運行している。

これらの路線バス、予約制乗合タクシーは、中心市街地、病院、駅、商業施設から離れた地域に暮らす住民にとっては通勤・通学をはじめ、電車利用、医療機関への通院や日常生活用品の買い物など、生活していく上で不可欠なものとなっている。しかし、路線の維持確保に必要な公的な支援の増加など、維持存続のために様々な課題に対応する必要がある。

## (2) その対策

---

### ア 国・県道

県と連携し、国・県道等の改良や災害対策等の推進を図る。

### イ 市道

東近江市道路整備アクションプログラムに基づき、道路整備の推進を図る。

また、積雪時には、道路の通行を確保するため除雪を行う。

ウ 農道・林道

農道については、適正な維持管理を図るとともに、林道については、東近江市森林整備計画に基づき林道整備の推進を図る。

エ 路線バス等

地域の暮らしを支え、学生や高齢者等の移動手段を確保していくため、東近江市地域公共交通計画に基づき、路線バスやコミュニティバス等の連携による効率的・効果的な公共交通ネットワークの形成により利便性の高い持続可能な地域公共交通の構築を図る。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	交通施設の整備、交通手段の確保		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 市町村道			
(1) 道路	道路長寿命化対策事業	市	
	道路新設改良事業	市	
	交通安全施設整備事業	市	
	道路維持管理事業	市	
	雪寒対策事業	市	
(2) 橋りょう	橋梁長寿命化対策事業	市	
2 農道	農道維持管理事業	市	
3 林道	林道整備事業	市	
4 自動車等			
自動車	除雪機整備事業	市	
	コミュニティバス車両購入事業	市	
5 過疎地域持続的発展 特別事業			
(1) 公共交通	ちょこっとバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	ちょこっとタクシー運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	コミュニティバス少量貨物輸 送事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	バスロケーションシステム等 導入事業	市	
	自動運転サービス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	待合所環境整備	市	
	デマンド型予約配車システム 導入事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) その他	除雪機購入補助事業	自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
6 その他	国道・県道単独道路改築事業	県	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

---

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

### 5 生活環境の整備

---

#### (1) 現況と問題点

---

##### ア 水道施設

安全で安心な水道水を安定的に供給していくため、施設の適正な維持管理が必要である。また、高度経済成長期等に急速に整備された水道施設の老朽化の進行により、水道施設の計画的な更新が重要かつ喫緊の課題である。

##### イ 下水道施設

本市は、流域関連公共下水道において、湖南中部処理区と東北部処理区の2つの処理区に分かれており、東北部処理区において、平成27年度以降、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を進めている。今後も、愛東地域において継続して県が整備を進める流域下水道延伸計画に合わせ農業集落排水処理施設からの接続事業を推進する必要がある。

また、公共下水道及び農業集落排水処理施設において、施設の老朽化が進行していることから、適正な維持管理を図るため、既存施設の長寿命化や耐震化が課題となっている。

##### ウ 消防・救急

消防・救急業務のうち常備消防については、一部事務組合である東近江行政組合に事務委託をしている。非常備消防については市が設置しており、東近江行政組合と市が緊密な連携の下、年次計画を立て消防力の整備充実を図っている。東近江行政組合が実施する救急体制については、救急業務の高度化に対応した体制の整備充実を進める必要がある。

また、コロナ禍により「3密」が避けられるアウトドアの人气が高まり、登山やキャンプ、川遊び等で鈴鹿の山々に訪れる人が急増している。

これに伴い、道迷いや水難事故等が多発しており対策が課題となっている。

#### エ 防災

災害を未然に防止するためには、危険箇所の改修を早急に進める必要がある。また、市、県、東近江行政組合、警察等の関係機関が連携するとともに、自治会などにおける自助・共助の仕組みづくりなど安心して暮らせる地域社会づくりを進める必要がある。

#### オ 河川・法定外公共物

一級河川の河川愛護活動事業、法定外公共物（里道・水路）の維持管理を自治会が行っているが、高齢化が進み、自治会の担い手が減少し作業の負担が増えている。また、法定外公共物の維持管理軽減には、里道の舗装、水路の護岸整備などを進める必要がある。

#### カ 地籍調査

明治時代の地租改正で作成された公図が現在も使用されている地域が多く、土地の境界が明確でない。

迅速な災害復旧、土地トラブルを未然に防ぐためには、土地の境界を明確にする必要がある。

#### キ 公園施設

公園は市民の身近な場所で、散策、遊び、休息、スポーツ等のレクリエーションや健康的な生活に必要な活動を楽しめる貴重な憩いの場であり、災害時には避難場所としての機能も持ち、適切に管理する必要がある。また、市が管理する公園の遊具等の老朽化に対応する必要がある。

#### ク ごみ処理施設

一部事務組合である中部清掃組合の構成市町として、緊密な連携のもと、既存施設の適正な運営管理や効率的な収集運搬体制の構築を図るとともに、環境負荷の少ない社会の実現のため、ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上を目指す必要がある。また、中部清掃組合の日野清掃セ

ンター及び能登川清掃センターは、老朽化が進んでおり、施設の更新や改修等を進める必要がある。

## (2) その対策

---

### ア 水道施設

水道事業が、将来にわたり安全・安心で安定した水道水を提供し続けていくため、「強じん」「持続」「安全」の3つの観点を基に、東近江市水道事業施設整備計画（アセットマネジメント）に基づき水道施設の更新を行う。

### イ 下水道施設

公共下水道では、農業集落排水処理施設からの接続事業を推進するとともに、ストックマネジメントに基づき、下水道施設を計画的かつ効率的に管理を行う。また、下水道総合地震対策計画に基づき、地震時に影響が大きいと考えられる地域を中心に下水道施設の耐震性能を確保する。

農業集落排水処理施設では、最適整備構想に基づき維持管理適正化計画を策定し、施設の長寿命化を図るとともに省エネルギー技術の導入等を検討する。

### ウ 消防・救急

東近江行政組合の公共施設等総合管理計画、東近江市公共施設等総合管理計画及び車両等更新計画に基づき管理を行う。また、消火体制の充実を図るため、計画的に適正箇所への耐震性貯水槽の設置、消防ポンプ自動車や小型動力ポンプを配備するなど、消防施設や機械器具の更新・充実を図ることにより消火能力の強化を図る。また、山岳遭難や水難救助に対する体制の充実を図る。

### エ 防災

災害を未然に防止するため、危険箇所の河川改修、急傾斜地対策、特定空家等の除却等、必要な対策を行う。また、自助、共助の体制づくりのため、自主防災組織等の結成を推進するとともに、資機材の購入支援等を行う。

オ 河川・法定外公共物

河川愛護活動事業の負担軽減のため、自治会に対し重機使用の費用の支援や法定外公共物の環境整備に要する経費の支援を行う。

カ 地籍調査

自治会単位で調査区域を選定し、現況の土地の配置と公図の整合を図るため地籍調査を実施する。

キ 公園施設

市民の憩いの場として、利用者がいつでも安全で安心して使用できるよう定期的に点検を行い、必要に応じて適切な改修や修繕を行う。

ク ごみ処理施設

ごみ排出量の削減とリサイクル率の向上への取組を行うとともに、発生する一般廃棄物を安定的・継続的に処理し、生活環境の保全と、公衆衛生の向上を図るため、計画的な収集運搬やごみ処理施設の更新、改修等を進める。

(3) 計画

事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	生活環境の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 水道施設			
上水道	東近江市水道事業	市	
	愛知郡水道事業	一部事務組合	
2 下水道施設			
(1) 公共下水道	公共下水道施設維持管理事業	市	
	下水道総合地震対策事業	市	
	公共下水道施設整備事業	市	
	東北部処理区農業集落排水処理施設から公共下水道への接続事業	市	
(2) 農業集落排水処理施設	農業集落排水処理施設大規模改修事業	市	
	農業集落排水処理施設維持管理事業	市	
3 消防施設	消防ポンプ自動車等整備事業	市	

	耐震性貯水槽整備事業	市	
	消防団拠点施設整備事業	市	
4 過疎地域持続的発展特別事業			
(1) 危険施設撤去	特定空家等に対する措置(除却)	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) 防災・防犯	急傾斜地対策事業	市	
(3) その他	自主防災組織の資機材整備に対する支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	生活道路等環境整備事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	水辺空間整備支援事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	河川維持管理事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	地籍調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
5 その他	公園緑地管理事業	市	
	公園遊具安全対策事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要な事業を適切かつ計画的に実施する。

## 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境

本市では、令和元年度に第2期東近江市子ども・子育て支援事業計画を策定し、各種の子育て支援施策を推進している。本地域においては、少子化の進行により近所の友達や学校の仲間、異なる世代の人との交流の機会などの減少が懸念されている。子育て家庭が安心して子どもを産み育てることができるよう、結婚から妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援を更に充実していく必要がある。

#### イ 高齢者福祉

本市では、令和3年度に第8期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定し、高齢者施策を推進している。本市の将来人口について、総人口は減少すると見込まれる。年齢区分で見ると、0～14歳の

年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口は増加が見込まれ、これに伴い高齢化率は上昇し令和 7 年には 27.6%、令和 22 年には 31.8%と予測される。

本市の後期高齢者（75 歳以上高齢者）は年々増加し、令和 4 年以降は前期高齢者（65～74 歳）を上回り、令和 7 年には、前期高齢者数 13,437 人、後期高齢者数 17,154 人と見込まれている。

後期高齢者が増えていく中で、身体機能低下や要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の実情に応じた住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを更に深化していくことが求められる。また、地域包括ケアシステムの一層の推進に当たっては、高齢者の社会参加等を進め、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域共生社会の実現を目指していくことが必要である。

#### ウ 障害者福祉

本市では、令和 3 年度に東近江市障害福祉プランを策定し、障害者施策を推進している。障害者手帳所有者は年々増加しており、障害のある人もない人も、誰もが自らの意思を尊重し、また、お互いにその人らしさを認め合いながら、育つこと、学ぶこと、楽しむこと、働くこと、暮らすことなどライフステージのあらゆる場面を通じて、共に生きることができる共生社会を実現していくことが必要である。

### (2) その対策

---

#### ア 子育て環境

第 2 期東近江市子ども・子育て支援事業計画に基づき、本市の一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、4 つの基本目標を掲げ、子どもと子育て家庭を社会全体で支援する取組を進める。

基本目標 1 子どもが健やかに育つ教育・保育の環境づくり

基本目標 2 安心して産み健やかに育てられる環境づくり

基本目標 3 全ての子育て家庭を支援する環境づくり

基本目標 4 社会全体で子育てする環境づくり

イ 高齢者福祉

第 8 期東近江市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の 8 つの基本方針に基づき施策を実施する。

基本方針 1 介護予防の推進と包括的な生活支援体制の整備

基本方針 2 自立支援型ケアマネジメントの推進

基本方針 3 在宅医療・介護の連携強化

基本方針 4 可能な限り住み慣れた地域で生活するための環境整備

基本方針 5 「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進

基本方針 6 権利擁護の推進

基本方針 7 地域を基盤とする包括的な支援体制の構築

基本方針 8 介護保険の安定した運営

ウ 障害者福祉

東近江市障害福祉プランの 5 つの基本方針に基づき施策を実施する。

基本方針 1 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

基本方針 2 誰もがいつまでも自分らしく、いきいきと暮らせる地域生活の支援

基本方針 3 地域で安心して暮らせる生活環境の整備

基本方針 4 さまざまなニーズに対応した就労支援の充実と安心して働き続けられる環境の整備

基本方針 5 一人一人のライフステージに応じた支援の推進

(3) 計画

事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 過疎地域持続的発展 特別事業			
(1) 児童福祉	学童保育所管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	地域子育て支援拠点事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

(2) 高齢者・障害者福祉	地域介護予防活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	生活支援体制整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	障害者社会参加促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	障害児ホリデーサービス事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	障害児クラブ・サロン事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	地域生活サービス支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
2 その他	学童保育所施設整備事業	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 7 医療の確保

### (1) 現況と問題点

本地域には、国民健康保険診療施設として永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所がある。さらに、民間の医療機関として病院1箇所、歯科診療所2箇所、薬局4箇所があり、住民に対する医療サービスはもちろんのこと、保健（健康づくり）、介護、福祉サービスまで一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点となる役割を担っている。永源寺東部出張診療所については準無医地区にあることから、へき地診療所に指定されており、永源寺診療所の医師が第1・3水曜日の午後のみ診察を行っている状況である。本地域での医療従事者が高齢化しており、新たな人材確保が難しく、永源寺診療所、永源寺東部出張診療所及びあいとう診療所ともに安定かつ持続できる医療体制の構築が課題となっている。

### (2) その対策

高齢化が進む中で今後も通院困難者が増えることが危惧されており、安定的な医療提供体制の確保、へき地医療の提供や訪問診療に加え、オンライン診療の提供を図るほか、遠隔医療など新技術の活用に向けた取組を検討する。また、訪問看護事業者や介護保険事業者等との連携も強化し、地

域で安心して暮らしていけるよう、医療・福祉・行政・住民等が一体となり、持続可能かつ切れ目のない医療福祉体制の構築を進める必要がある。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	医療の確保		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
診療施設			
診療所	施設維持管理事業	市	
	医療機械器具の維持管理及び更新事業	市	
	診療所施設整備事業	市	

### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 8 教育・スポーツの振興

### (1) 現況と問題点

本地域の幼児教育・保育については、保育所1園（かすが保育園）、幼稚園1園（愛東あいあい幼稚園）、認定こども園1園（永源寺もみじ幼児園）、病児保育室1室（愛東病児保育室）が担っている。また、小学校4校（市原小学校、山上小学校、愛東南小学校、愛東北小学校）、中学校2校（永源寺中学校、愛東中学校）がある。

少子化により、山上小学校については、平成21年に旧政所小学校を、平成23年には旧甲津畑小学校を統合、永源寺中学校については、平成16年に政所中学校と青野中学校を統合したことにより通学区域が広がった。本市では通学距離が一定の基準を超えている地域について、通学バスの運行又は路線バス通学をする子どもに対する補助を行っている。また、本地域の小中学校のほとんどの学年が学年単学級となっており、人間関係の固定化等が課題となっている。

学校施設、体育施設、集会施設の一部施設について、老朽化等による改修が必要である。

## (2) その対策

今後の児童生徒の状況により、学校施設の計画的な整備や通学区域の在り方等を検討する。また、遠距離通学の児童生徒に対して、通学バスの運行や路線バス通学に対する支援を行う。学校施設、体育施設、集会施設等の老朽化に対しては、引き続き適切な維持管理や改修に努める。

## (3) 計画

### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	教育・スポーツの振興		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 学校教育関連施設			
(1) 校舎	大規模改修事業	市	
(2) 屋内運動場	大規模改修事業	市	
(3) その他	教育 I C T 機器整備事業	市	
2 集会施設、体育施設 等			
(1) 集会施設	コミュニティセンター維持 管理事業	市	
(2) 体育施設	スポーツ施設整備事業	市	
3 過疎地域持続的発展 特別事業			
その他	スクールバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 9 集落の整備

### (1) 現況と問題点

人口減少や高齢化が進む集落において、これまでできていた地域活動や地域課題への対応が困難となっており、地域の若者の定住対策、U I J ターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進するなど、地域活動

の担い手確保や集落の交流・連携を図り、持続可能な集落づくりを目指す必要がある。

また、道路網などの生活環境の整備により各地域の条件不利の解消に努めるとともに、地域住民、自治会、まちづくり協議会、各種活動団体が協力して地域課題の解決に当たる取組を支援する必要がある。

## (2) その対策

地域の若者の定住対策、U I J ターン等による移住交流や移住者向けの支援を推進するとともに、集落間連携の促進や地域おこし協力隊、集落支援員などの人的支援のための制度の積極的な活用により、持続可能な地域コミュニティを確立する。また、地域住民や地域組織の活動の場、地域間交流や地域外との交流の場を創出するとともに、各地域の特性に応じた地域づくりの取組を推進する。

## (3) 計画

### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	集落の整備		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
過疎地域持続的発展特別 事業			
(1) 集落整備	わくわく市民活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	市民活動促進のための中間 支援組織育成事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	コミュニティ活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
(2) その他	まちづくり協議会支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

## (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

## 10 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

本地域には、永源寺や百済寺などの古刹をはじめ、各集落に寺院や神社が数多く存在する。鈴鹿の山々や愛知川の広大かつ豊富な自然を背景として、先人の暮らしが営まれ、自然神や仏への信仰が篤い地域であり、祭礼、伝統行事が地域の人々により守り伝えられてきた。また、これら地域を形成した自然、歴史文化、自然と調和した歴史景観を構成している。

少子高齢化や後継者不足により、地域を形成してきた自然、歴史文化、歴史景観は保存、継承の危機にある。

### (2) その対策

歴史文化を将来にわたり、地域で保存・継承していくため、地域の伝統文化や歴史文化、生活文化を積極的に調査研究し、価値付けを行い地域住民とその価値を理解、共有することで保存・継承への意欲の醸成を行う。また、地域住民の取組が確実なものとなるよう、住民主体の保存・活用の取組に対する支援を行う。

地域の歴史文化を当該地域で保存・継承し、活用につなげられるよう、地域住民と協働で拠点施設を整備するなど保存・継承できる体制整備するとともに、当該地域で歴史文化を核としたまちづくりにつなげる取組を行う。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和4年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	地域文化の振興等		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 地域文化振興施設等			
地域文化振興施設	森の文化情報発信施設整備事業	市	
2 過疎地域持続的発展 特別事業			
地域文化振興施設	森の文化情報発信施設運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	木地師のふるさと発信事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

	木地師やまの子の家管理運営事業	市	当該事業の効果が将来に及ぶ。
	史跡等管理・活用事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	文化財保存修理事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	文化財保存活用事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	文化的景観保存事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	博物館等管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

### 11 再生可能エネルギーの利用の促進

#### (1) 現況と問題点

廃食油をバイオディーゼル燃料にリサイクルする「菜の花エコプロジェクト」の推進や「東近江市 SUN 讚プロジェクト」（市民共同発電所）を支援するなど、自然エネルギーを地域内で有効に活用する先進的な取組が進められてきた。平成 24 年からは太陽光発電システム設置奨励金制度を設け促進してきた結果、令和 3 年度現在で 126,513 キロワットの太陽光発電が導入されており、これは県下トップクラスの水準となっている。今後は国の方針で示されている 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向け、より一層の取組が必要となる。

#### (2) その対策

第 2 次東近江市環境基本計画に基づき再生可能エネルギーの利用の普及を図る。

#### (3) 計画

##### 事業計画（令和 4 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	再生可能エネルギーの利用の促進		
事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
1 再生可能エネルギー 利用施設	あいとうエコプラザ菜の花館各種プラント修繕事業	市	

	あいとうエコプラザ菜の花館修繕事業	市	
2 過疎地域持続的発展特別事業			
再生可能エネルギー利用	環境にやさしい暮らし普及促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	再生可能エネルギー利用促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	小水力発電施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

#### (4) 公共施設等総合管理計画との整合

総合管理計画との整合を図りつつ、過疎対策に必要となる事業を適切かつ計画的に実施する。

資料： 事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
定住・移 住・地域間 交流の促 進、人材育 成	2 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	(1) 定住・ 移住	定住移住相談事業（窓口、W EB、相談会）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		移住体験事業（ツアー）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		移住推進PR事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		お試し居住住宅の設置、運営	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		市民子育て住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		市民結婚新生活支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		市民定住住宅リフォーム事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		Uターン者住宅取得事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		空家バンク事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		空家バンク物件改修等補助金 事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		結婚サポート連絡会	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		東近江市移住推進奨励金制度	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		(2) 地域間 交流	鈴鹿10座の保全・活用	市
	100年の森づくりビジョンの 推進		市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
エコツーリズム推進	市		当該施策の効果が将来に及ぶ。	
(3) 人材育 成	地域おこし協力隊推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。	
産業の振興	3 過疎地域持 続的発展特 別事業			
	(1) 農林水 産業	新規就農等担い手育成	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		スマート農業推進事業	市 団体	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		特産物生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		高収益野菜生産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		農業用機械導入支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		農業振興地域整備促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		畜産振興事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		環境農業推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		水産業振興対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		獣害対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		ため池等整備事業	県	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		施業集約化促進組織支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		政所茶特産品化推進事業支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(2) 商工業	企業立地等推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		創業・事業継承支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(3) 観光	森の文化情報発信施設運営事 業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		百済寺境内便益施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		観光施設管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

			アウトドアライフ推進事業	市 協議会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(4) その他		地域おこし協力隊活動支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			100年の森づくりビジョンの推進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
交通施設の整備、交通手段の確保	5 過疎地域持続的発展特別事業				
	(1) 公共交通		ちよこっとバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			ちよこっとタクシー運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			コミュニティバス少量貨物輸送事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			バスロケーションシステム等導入事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			自動運転サービス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			待合所環境整備	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			デマンド型予約配車システム導入事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(2) その他		除雪機購入補助事業	自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
生活環境の整備	4 過疎地域持続的発展特別事業				
	(1) 危険施設撤去		特定空家等に対する措置（除却）	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(2) 防災・防犯		急傾斜地対策事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(3) その他		自主防災組織の資機材整備に対する支援	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			生活道路等環境整備事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			水辺空間整備支援事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			河川維持管理事業	市 自治会	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			地籍調査事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上並びに増進	1 過疎地域持続的発展特別事業				
	(1) 児童福祉		学童保育所管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			地域子育て支援拠点事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
	(2) 高齢者・障害者福祉		地域介護予防活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			包括的・継続的ケアマネジメント事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			生活支援体制整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			障害者社会参加促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			障害児ホリデーサービス事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			障害児児童クラブ・サロン事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			地域生活サービス支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
教育・スポーツの振興	3 過疎地域持続的発展特別事業				
	その他		スクールバス運行事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。

集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業				
		(1) 集落整備	わくわく市民活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			市民活動促進のための中間支援組織育成事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			コミュニティ活動支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
		(2) その他	まちづくり協議会支援事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
地域文化の振興等	2 過疎地域持続的発展特別事業	地域文化振興施設	森の文化情報発信施設運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			木地師のふるさと発信事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			木地師やまの子の家管理運営事業	市	当該事業の効果が将来に及ぶ。
			史跡等管理・活用事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			文化財保存修理事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			文化財保存活用事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			文化的景観保存事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			博物館等管理運営事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。
			再生可能エネルギーの利用の促進	2 過疎地域持続的発展特別事業	再生可能エネルギー利用
再生可能エネルギー利用促進事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。			
小水力発電施設整備事業	市	当該施策の効果が将来に及ぶ。			



